

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

鹿児島国民年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで

私は、20 歳になった頃、当時の勤務先の店主に「税金や健康保険、年金の保険料は、国民の義務だから納付しなさい。」と言われたので、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月店の近くの金融機関で納付していた。督促状が送って来たことは無いので、必ず納付しているはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月 28 日以降に当時の住所地の町に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は過年度保険料となるところ、申立人は、「国民年金の加入手続を行った頃、国民年金保険料は毎月金融機関で納付していた。遡って納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立人は、国民年金の加入手続後、現年度保険料の納付を開始したものの、過年度保険料は納付しなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、オンライン記録により、申立人に昭和 63 年 7 月 4 日付けで過年度納付書が発行されていることが確認でき、その時点で、申立期間②を含む 61 年 10 月から 63 年 3 月までの期間に国民年金保険料の未納期間があったことが推認される上、申立人は、申立期間②直後の 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を、時効消滅前の平成元年 12 月 14 日

に過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年3月まで

私は、20歳になった当時は県外の短大に在学しており、卒業後に帰郷して平成7年4月に就職するまでの国民年金保険料は、母が、自宅に来ていた集金人に納付してくれた。就職が決まった際に、毎月自宅に来ていた男性の集金人から、「おめでとうございます。良かったですね。もう毎回集金に来なくてもいいですね。」と声を掛けてもらったことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月9日にA市に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち5年10月から6年3月までの保険料は、過年度保険料となる上、その後の9年1月に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録上確認できることから、当該過年度納付書発行時点で、申立期間のうち6年12月から7年3月までの期間に未納期間があったものと推認でき、かつ、当該期間は過年度保険料となるため、集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、20歳到達時から平成6年3月23日までの期間は、B市に住所を定めていたことが戸籍の附票により確認できることから、当該期間の国民年金保険料は、申立人が主張するようにA市において集金人に納付することはできなかったものと考えられるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする

その母親は、保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、平成元年 10 月に町役場で開催された出張年金相談において、社会保険事務所（当時）の職員に、申立期間の国民年金保険料を納付できると言われた。その際、昭和 60 年度の国民年金記録が未納となっていたので、その理由を尋ねたところ、「昭和 63 年にはがきを送付しているが、役場に来られなかったため、未納のままになっている。」と説明を受けたので、納付書の送付を依頼したところ、年度末の 3 月に追納の申込みをするように言われた。このため、平成 2 年 3 月に社会保険事務所に電話をして国民年金保険料の納付書を送付してもらい、同年 4 月から申立期間①の保険料を追納し、その後、2 回目に送付してもらった納付書で申立期間②の保険料を納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が申請免除及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金保険料領収済報告書により、申立人は、平成 5 年 10 月 28 日に、申立期間①の直後の昭和 58 年 10 月の国民年金保険料を追納していることが確認でき、その時点で、申立期間①は、時効により国民年金保険料を追納できなかったものと考えられる上、オンライン記録により、その直後の同年 11 月から申立期間②直前の 60 年 3 月までの国民年金保険料について、平成 5 年 11 月から毎月 1 か月分ずつ追納していることが確認できるものの、申立期間①について、追納保険料の納付書が作成された形跡は確認できない。

また、申立期間②については、オンライン記録及びA町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿では、申請免除された形跡は確認できず、未納となっていることが確認できるところ、未納期間の国民年金保険料の納付の時効は2年であることから、申立人が社会保険事務所職員に相談したとする平成元年10月の時点で、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 17 日から 44 年 3 月 25 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 4 日まで
③ 昭和 47 年 9 月 21 日から 49 年 3 月 21 日まで
④ 昭和 49 年 3 月 22 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間の事業所に係る 5 回の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたこととなっていた。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶が無く、これら申立期間の間にある一つの事業所の被保険者期間だけが脱退手当金の支給対象期間になっていないことも不自然であるので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①、②、③、④及び⑤と申立期間⑤の後の被保険者期間では別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために、番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立期間①と②の間にある厚生年金保険被保険者期間は、未請求期間となっており、本来の脱退手当金の制度としては、申立期間①、②、③、④及び⑤と一緒に支給されるべきものではあるが、当該被保険者記号番号は、これら脱退手当金の支給対象となった記号番号とは異なる番号であり、当該被保険者期間が未請求となっていることに事務処理上の不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 35 年 6 月 21 日まで

私は、申立ての事業所を退職後に実家に郵送されてきた通知書により、近くの郵便局でまとまったお金を受け取った。このお金は会社からの一時金のつもりで受け取ったが、裁定請求の際に社会保険事務所（当時）から、脱退手当金であるとの説明を受けた。しかし、脱退手当金は、私の了解を得ずに勝手に請求手続がなされたものであり、私は、会社からの一時金のもりで受け取ったものであるため、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の脱退手当金を受給したことを認めており、事実、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年12月15日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されていることが確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、同年10月21日付けで厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、脱退手当金を受給した事実を認めながら、脱退手当金を請求する意思が無かったことを理由として、記録の訂正を求めているが、申立内容は、年金記録を訂正すべき事情とは認められない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。